

成年後見

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

平成30年12月1日発行

センターだより 第13号

新宿区社会福祉協議会(新宿社協)が あなたの任意後見人になります!



今回は、成年後見制度の中でも「今は元気だけど、将来判断能力が低下することがあったら心配!」という不安に心強い **任意後見制度** についてご説明します。

▶ 一般的な任意後見制度の流れ

1. 任意後見の「**契約内容**」と「**任意後見人**」を決める

➡ 「契約内容」の一般的な例

- 不動産や預貯金の管理、定期的な収入の受領、定期的な支出やその他費用の支払い
- 介護契約、その他福祉サービスの利用契約、医療契約の締結、入退院の手続きや費用の支払い、生活費の管理、郵便物の受領・確認・申請など

➡ 「任意後見人」は 家族・知人・専門家・法人など、誰にでも依頼可能です。



重要!

一生のことです。
誰に、何を、お願いするかじっくり考えましょう!

2. 任意後見契約の締結

➡ 任意後見の内容は、公証役場で公正証書を作成して、正式に契約します（公正証書の内容は東京法務局に登録されます）。



3. 判断能力が低下したら、家庭裁判所に申立てをする

➡ 家庭裁判所は、任意後見人がきちんと活動を行っているかをチェックする「任意後見監督人」を選任します。



4. 任意後見の開始

➡ 任意後見人が契約で定めた仕事を行います。



任意後見人

新宿社協における任意後見事業とは

▶ 新宿社協における任意後見事業とは

新宿社協が法人として任意後見人となる事業です。新宿社協（新宿区成年後見センター）の中に担当職員を配置し、必要な支援を行います。

▶ 任意後見事業の内容

①見守り訪問 必須

契約後、月に1回担当職員がご自宅にうかがい、

- ・健康状態や困りごとの有無を確認します。
- ・適切な時期に任意後見契約の効力が生じるようにします。

◎利用料：¥1,000/時間（1時間を超えた場合は¥500/30分）



②日常的金銭支払支援等 任意

判断能力は低下していないが、

- ・身体的に銀行に行ったり、支払いを行ったりすることが難しい場合
- ・入院（所）中の支援が必要な場合

担当職員がご自宅/入院（所）先を訪問し、支援を行います。

◎利用料：¥1,000/時間（1時間を超えた場合は¥500/30分）



③任意後見 必須

- ・判断能力が低下し、支援が必要になったら家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行います。
- ・監督人選任後、新宿社協が任意後見人になります。
- ・その後、予め締結した契約内容に基づき、ご本人の福祉サービス等の契約手続きや財産の管理を支援します。

◎任意後見業務報酬：契約書で定めた金額（管理財産の金額に応じて¥10,000~/月）

◎監督人への報酬：家庭裁判所が決定した金額

▶ 任意後見事業利用までの流れ

新宿社協が任意後見人になるためには一定の要件があり、検討会の意見を踏まえ、契約の可否の決定をします。検討会は隔月で開催します。ご利用までの流れは以下の通りです。



▶ その他にかかる費用について

- ・任意後見契約までにかかる費用（公正証書作成手数料等）： ¥40,000～
- ・任意後見監督人選任申立て時の各種手数料： ¥5,500～

任意後見事業説明会を開催しました

▶任意後見事業説明会の報告

- 新宿社協が行う任意後見事業については、説明会を開催し、事業内容や利用方法、報酬額について詳しくお話しています。
- 今年度は、これまでに2回説明会を開催しました。

参加者数 第1回（6月6日）：54名
第2回（9月4日）：31名



写真：説明会の様子

▶説明会参加者の声（アンケートより）

- 公共性のある新宿社協が後見人になっていただいて、心強く思います。
- 法人が窓口になるということで信頼性が保たれると理解しました。
- 子どもに障害があり、将来が不安なため、説明会に参加しました。実際に支援、後見が必要となるのが、かなり先になるので、法人による成年後見はとても興味深く有難いです。
- 初めての説明会であったが、わかりやすく説明され、資料も字が大きくわかりやすかった。



▶説明会に参加し、実際に利用を決めた方の思い



私は、自分が高齢で独居なので、自分の行く末に対する不安があります。何かの時に頼れるところがほしいとの思いから、任意後見制度に関心を持ちました。新宿社協が自分の後ろ盾になるという事は安心感があり、組織的なチェックがある社協との任意後見契約を結びたいと社協を選びました。

親族はいますが遠方在住ですぐに動けないし、迷惑をかけたくないので、後見人である新宿社協には一番身近であってほしいです。

今後の任意後見事業説明会は、12月13日（木）及び2月下旬
に開催予定です。

詳しくは成年後見センターまでお問い合わせください。



成年後見センターからのお知らせ



●専門相談のご案内●

成年後見センターでは、専門家による成年後見の無料相談窓口を設置しています（要予約）。

●相談日・相談員

月曜日：司法書士 水曜日：弁護士
金曜日：社会福祉士

●時間（1時間制）

①午後1時～ ②午後2時30分～

●場所

成年後見センター内相談室（個室）

●相談内容

- ・制度の説明（法定後見、任意後見）
- ・申立ての手続き（説明、申立書類配布、書き方など）
- ・成年後見人等の活動（活動内容、活動での困りごと、報告書作成など）
- ・その他（財産管理保護、今後の生活、遺言など）

●訪問専門相談

来所が難しい場合にはご相談ください

●講座のご案内●

「そのひとらしく生きることを支える」 医療現場における意思決定支援から学ぶ

【日程】平成31年1月29日（火）
午後6時～8時

【会場】新宿社協 地下1階会議室A

【講師】JCHO東京新宿メディカルセンター
竹田 美樹氏（慢性疾患看護専門看護師）
高山 裕子氏（がん看護専門看護師）

【内容】病院などの医療機関では、治療方針の選択等重要な局面で患者が自身の生き方を選択する場面があります。判断能力が低下している方の場合、成年後見人等の支援が必要となります。本講座では、医療機関で取り入れられている「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」を中心に、意思決定支援のあり方について学びます。

【対象】新宿区内在住・在勤・在学・区民の成年後見人等

【定員】40名 ※応募者多数の場合は抽選

【申込締切】平成31年1月23日（水）

【参加費】無料



新宿区成年後見センター のご案内

◇JR山手線・西武新宿線

高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分

◇東京メトロ東西線

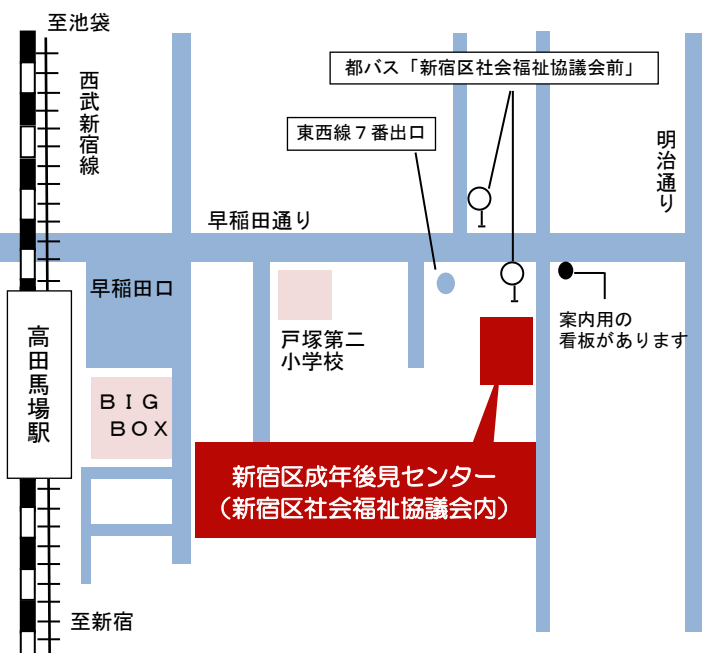
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分

◇都バス

「上69」小滝橋車庫⇄上野公園

または、「飯64」小滝橋⇄九段下

「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分



【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20（新宿区社会福祉協議会内）

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。